

大船行政センター昇降機点検仕様書

(業務の目的)

第1条 甲は、次の各号に定める業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 乙は、毎月技術員又は監督技術員を派遣し、昇降機を適宜調整し、安全かつ良好な運転状態に保つよう保守点検を実施するものとする。
- (2) 乙は、昇降機各部の点検、給油、調整を行いつつ乙の判断により必要と認めた場合は、巻上機部品、電動機部品、调速機部品、制御盤部品、各種ワイヤーロープ、移動ケーブル、その他付属装置、付属部品に対して修理又は取り替えを行うものとする。
- (3) 乙は、定期的に安全装置の全般にわたって調査を行うほか、必要に応じて機能試験を行うものとする。

(報告書の提出)

第2条 乙は、各保守点検の終了後速やかに報告書を甲に提出しなければならない。

(適用除外)

第3条 第1条第2号で定めた修理又は取り替え工事の範囲は、昇降機を通常使用する場合に当然生ずべき摩耗及び損傷に限るものとし、甲の不注意又は不適当な使用管理その他乙の責めによらない事由によって生じた修理又は取り替え工事は、本契約に含まれないものとする。

- 2 第1条第2号の修理又は取り替え工事に必要な建築関係工事は、本契約に含まれないものとする。
- 3 諸法規の改訂又は官公署の命令もしくは指導により設備の改修又は新規付属物追加に関する工事は、本契約に含まれないものとする。
- 4 次の各号は、本契約に含まれないものとする。

- (1) 昇降かご室、かご床、各階出入口戸、三方枠、敷居、意匠部品等の塗装、メッキ直し、修理、取替え及び清掃
- (2) 巻上機、電動機、駆動器、制御盤、ユニット機器、シリンダー、ポンプ等の機器一式の取り替え

第4条 本契約で定めたすべての工事は、乙の就業時間（乙の通常勤務日の通常時間）内に行い、乙の就業時間外に行われる場合は、本契約に含まれない。ただし、昇降機が故障の場合は上記以外のときでも甲の要求により、技術員を派遣して修理を行うものとする。

（保守点検回数）

第5条 乙は、毎年1回建築基準法第12条第4項に該当する昇降機の定期点検を行うものとする。

2 定期保守点検の回数は月1回とする

（契約履行の場所）

第6条 契約履行の場所は、次のとおりとする。

鎌倉市大船二丁目1番26号 大船行政センター内

（法令の遵守）

第7条 乙は、業務を行うに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

（環境配慮）

第8条 乙は、甲に提出する書類等には、環境負荷の少ない環境配慮製品を使用するなど、環境に配慮した行動に努めるものとする。

（協議事項等）

第9条 この契約に定めのない事項及び甲乙間に紛争、又は疑義を生じた事項については、鎌倉市契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて甲乙間の協議により定めるものとする。